

神奈川シニア連合

「満蒙開拓平和記念館」と「杵原学校」

視察体験旅行のご案内

◆旅行期日：平成29年10月16日(月)～10月17日(火)

◆旅行代金：@ 27,000円/4名様以上 一室利用
@ 29,000円/3名様 一室利用
@ 31,000円/2名様 一室利用

◆募集人員：80名様

ごあいさつ

神奈川シニア連合会長 永井碩雄

会員の皆様におかれましては、ますますお元気でお過ごしのこととお喜び申し上げます
神奈川シニア連合は今年25周年を迎え、新たな気持ちで活動を展開中です。
昨年の宿泊研修は環境研修を目的として実施しましたが、今年は25周年記念行事として規模も拡大し、
平和視察研修の一環として「満蒙開拓平和記念館」の見学を中心に計画しました。
皆様の奮ってのご参加をお待ちしております。



満蒙開拓記念館内開拓団再現住居



「屋神グランドホテル天心」庭園露天風呂



杵原学校校舎内

■お申込締切日：8月8日(火) ■お申込方法：神奈川シニア連合事務局宛に参加申込書をご提出ください

企画(お申込先)

神奈川シニア連合 事務局

〒231-0023

横浜市中区山下町24-1 ワークピア横浜 4F

TEL045-211-1133 FAX045-201-8866

シニア担当：池田 捷治

旅行企画・実施(お問い合わせ先)

観光庁長官登録旅行業第149号

(株)近畿日本ツーリスト神奈川

担当：外販営業部営業第3課 森 誠司

〒220-0004横浜市西区北幸1-11-5相鉄KSEビル8F

TEL045-319-2301 FAX045-319-2482

..... キリトリ

神奈川シニア連合研修旅行申込書

フリガナ	年齢	性別
お名前		男・女
電話	— —	産別名(単組名)
フリガナ		
現住所	〒 —	

行程表

記号例: ——— 観光バス

【集合場所/横浜駅西口天理ビル前・集合時間/8時00集合】

10/16
(月)

天理ビル前——東名高速・圏央道・中央道——塩尻IC——木曾平沢『与志田』(昼食)
8:15発 11:40~12:30

——中山道『奈良井宿』(散策)——中央道——長野県阿智村『満蒙開拓平和記念館』(見学)
12:40~13:30 14:50~16:00

——“美人の湯”昼神温泉【昼神グランドホテル天心】(宿泊)
16:10頃着

◆日本から27万人の農業移民が夢と希望を抱いて渡った「満州国」。ソ連軍の突然の侵攻により多くの犠牲が出た“満蒙開拓団”。その歴史を風化させることなく、平和の重要性を後世に伝えるために『満蒙開拓平和記念館』は2013年に開館しました。

10/17
(火)

ホテル——旧山本中学校『杵原学校』(「授業体験」・見学)——飯田『水引工芸館』(見学)
9:00発 9:15~10:15 10:30~11:10

——中央道——諏訪『おぎのや諏訪店』(昼食)——中央道・圏央道・東名高速
12:20~13:10

——天理ビル前
16:30頃

◆『杵原学校』は国登録有形文化財で、吉永小百合さん主演の映画「母べえ」のロケにも使われました。木造校舎の教室での「授業体験」は、懐かしい日々がよみがえります。

* 日程表は2017年5月の運行スケジュールをもとに作成しております。 * 道路状況により上記日程の予定時間が変更が生じる場合がございます。

- 最少催行人員: 40名様 ■ 添乗員: 同行いたします ■ 食事条件: 朝食1回・昼食2回・夕食1回
 - 利用予定ホテル: 昼神温泉 昼神グランドホテル天心
- 〒395-0304 長野県下伊那郡阿智村昼神温泉郷 ☎0265-43-3434

ご旅行条件(抜粋)

この条件書に定めのない事項は当社旅行業約款によります。お申込み前に必ずお読み下さい。

①募集型企画旅行契約

(1) このご旅行は、(近畿圏日本ツーリスト神奈川(以下「当社」といいます)が企画・募集し実施する国内旅行であり、この旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。

(2) 募集型企画旅行契約の内容・条件は、各コース毎に記載されている条件のほか、ご旅行お申込み時にお渡しする旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

②旅行のお申込みと契約の成立

(1) 申込書に所定事項をご記入の上、お一人様につき旅行代金お20%以上の申込金又は旅行代金の金額に添えてお申込みいただきます。お申込金は旅行代金、取消料又は違約金のそれぞれ一部として取り扱います。

(2) 電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段によるお申込みを受け付けます。この場合、予約の時点で契約は成立しておらず、当社から予約の旨を通知した後、予約の申込みの翌日から起算して3日以内に申込書と申込金を提出していただきます。この期間内に申込書と申込金を提出されない場合は、お申込みはなかったものとして取り扱います。

(3) 募集型企画旅行契約は、契約の締結を承諾し(1)の申込金を受領した時に成立したものとします。

(4) 通信契約による旅行契約は、お申込みを承諾する通知を発送した時に成立します。ただし、E-Mail等の電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がお客様に到着した時に成立するものとします。

③旅行代金のお支払い

旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日前にあたる日より前にお支払いいただきます。

④旅行中止の場合

ご参加のお客様が最少催行人員(300名)に満たない場合、当社は旅行の催行を中止する場合があります。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日前に当たる日(日曜日旅行は14日前)より前に連絡させていただき、お預かりしている旅行代金の金額をお返しします。

⑤旅行代金に含まれるもの及び含まれないもの

(1) インフレットに記載された旅行日程に明示された交通費、宿泊費、食事代、入場料、消費税等諸税、空港施設使用料及び添乗員同行費用が含まれます。

(2) 旅行日程に記載のない交通費等の諸費及び個人的性質の諸費用は含まれません。

⑥お客様からの旅行契約の解除(取消料)

(1) お客様はいつでも次に定める取消料(お一人様につき)をお支払いいただいで、旅行契約の解除をすることができます。この場合、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き戻しました。申込金のみ取消料がまかなえない時は、その差額を申し受けます。

コース	取消料	
	右記日曜日旅行外	日曜日旅行
①21日に当たる日以前の解除	無料	無料
②20日に当たる日以前の解除	旅行代金の20%	無料
③19日に当たる日以前の解除	旅行代金の20%	旅行代金の20%
④18日に当たる日以前の解除	旅行代金の30%	旅行代金の30%
⑤旅行開始日前日の解除	旅行代金の40%	旅行代金の40%
⑥旅行開始日当日の解除	旅行代金の50%	旅行代金の50%
⑦旅行開始後の解除又は無連絡不参加	旅行代金の100%	旅行代金の100%

(2) 取消日とは、お客様が当社の営業日、営業時間に解除をする旨をお申し出いただいた日とします。

(3) お客様のご都合で出発日、コース、宿泊ホテル等を変更される場合にも上記の取消料が適用されます。

⑦当社の責任

当社は募集型企画旅行契約の履行に当たって、当社が故意又は過失により旅行者に損害を与えた時は、その損害を賠償する責に任じます。但し、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。

⑧お客様の責任

(1) お客様の故意又は過失、法令若しくは公序良俗に反する行為又はお客様が当社の旅行業約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はそのお客様から損害の賠償を申し受けます。

(2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。

(3) お客様は、旅行開始後に契約の書面に記載された旅行サービスについて記載内容と異なるものと認識した時は旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

(4) お客様が自らの都合で団体行動をとるべき時に団体行動をとらなかったことにより、同一団体の他のお客様又は当社に損害を与えた場合は、当社はそのお客様から損害の賠償を申し受けます。

⑨旅程保証

(1) 旅行日程に下記に掲げる重要な変更が行われた場合は、旅行業約款(募集型企画旅行契約)の規定により、その変更の内容に応じて旅行代金の1%~5%に相当する額の変更補償金を支払います。但し、一旅行契約に支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。又、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金を支払いません。

⑩旅行契約の解除

当社は次に掲げる場合において、旅行開始前に募集型企画旅行契約を解除することがあります。

(1) 旅行者が当社あらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の、条件を満たしていないことが判明したとき。

(2) 旅行者が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。

(3) 旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき認められるとき。

(4) 天災地変、戦乱、運送機関等における旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は、不可能となるおそれが極めて大きいとき。

(このインフレットは平成25年 5月 1日現在の資料です。)

※記載の費用及び旅程は平成25年 5月 1日現在の交通費・宿泊費等を基準とし、消費税は含まれます。但し現地での追加飲食に伴う消費税は現地にてお客様にご負担していただきます。

◆旅行企画実施

観光庁長官登録旅行業第149号 一般社団法人日本旅行業協会会員

(株)近畿日本ツーリスト神奈川

神奈川県横浜西区北幸1-11-5
TEL045-319-2301 FAX045-319-2482 総合旅行業取扱管理者 森塚 勝